

共通対策編

総 則		頁
第1章 総則		1
第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱		1
1	町	1
2	静岡県	1
3	警察	2
4	自衛隊	2
5	指定地方行政機関	2
6	指定公共機関	4
7	指定地方公共機関	5
8	公共的団体	6
第2節 町の自然条件		6
1	位置及び境域	6
2	地形・地質	7
3	気象	7
第3節 町の社会条件等		7
1	人口	7
2	交通	7
3	産業構造	7
4	その他（デジタル技術の発達等）	7
第4節 予想される災害と地域		7
1	風水害	7
2	地震	8
3	土石流・地すべり・がけ崩れ	8
4	火山噴火	8
5	火災	8
6	雪害	8
7	交通災害	8
8	複合及び連続災害	8

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		9
第1節 通信施設等整備改良計画		9
第2節 防災資機材整備計画		10
1	応急活動のための資材、機材の整備計画	10
第3節 道路鉄道等災害防止計画		10
第4節 防災知識の普及計画		10
1	普及方法	11
2	普及すべき内容	11
3	町の実施事項	11
4	防災関係機関	14
第5節 防災のための調査研究		14
1	実施方針	14
2	災害発生状況調査	14
第6節 住民の避難誘導體制		14
第7節 防災訓練		18
第8節 自主防災組織の育成		18
1	自主防災組織の概要	19
2	推進方法	18
3	研修会等の開催	18
4	町民の果たすべき役割	19
5	地域における自主防災組織の果たすべき役割	20
6	町の指導及び助成	21
7	自主防災組織と消防団との連携	22
第9節 事業所等の自主的な防災活動		22
第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進		22
第11節 ボランティア活動に関する計画		23
第12節 要配慮者支援計画		23
第13節 救助・救急活動に関する計画		25
第14節 応急仮設住宅等		25
第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画		25
第16節 被災者再建支援に関する計画		26
第17節 町の業務継続に関する計画		26
第18節 複合災害及び連続災害対策		26
第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備		26
第20節 災害に強いまちづくり		27

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		28
第1節	総則	28
1	町地域防災計画と県地域防災計画との関係	28
2	町の行う措置	28
3	防災業務計画と町地域防災計画との関係	28
4	この計画を理解し実施するための留意事項	28
第2節	組織計画	30
1	災害対策組織	30
第3節	動員・受援計画	30
1	動員の実施基準	30
2	実施方法	31
第4節	通信情報計画	32
1	実施事項	32
2	情報伝達手段及び通信系統	33
3	異常現象発見の通報	34
第5節	災害広報計画	34
1	広報実施方法等	34
2	防災関係機関	35
3	報道機関への情報発表	35
4	経費負担区分	35
5	住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	35
第6節	災害救助法の適用計画	35
1	災害救助法の適用基準	35
2	被害世帯の算定基準	36
3	災害救助法の適用手続等	36
第7節	避難救出計画	36
1	避難誘導	36
2	被災者の救助	39
3	避難地への避難誘導・運営	40
4	避難所の開設・運営等	40
5	知事に対する要請事項等	42
6	町の県管理施設の利用	42
7	避難行動要支援者への支援	42
8	広域避難・広域一時滞在	43
第8節	愛玩動物救護計画	44
第9節	食料供給計画	44
1	実施主体と実施内容	44
2	災害救助法に基づく実施基準	45
3	災害救助法に基づく町の実施事項	45
4	交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	46
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	46
1	実施主体と実施内容	46
2	災害救助法に基づく実施基準	46
3	災害救助法に基づく町の実施事項	47
4	知事に対する要請事項	47
第11節	給水計画	47
1	実施主体と実施内容	47
2	災害救助法に基づく実施基準	48
3	災害救助法に基づく町の実施事項	48
4	知事に対する要請事項	48
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計	48
1	被災建築物及び被災地等に対する危険度判定	49
2	災害危険区域の指定	49
3	応急住宅の確保	49
4	災害救助法に基づく実施基準	51
5	災害救助法に基づく町の実施事項	51
6	知事に対する要請事項	51
7	要配慮者への配慮	51
8	住宅の応急復旧活動	51
9	非常災害時における特例	52
第13節	医療・助産計画	52
1	基本方針	52
2	救護所、救護病院	52
3	実施主体と実施内容	53
4	災害救助法に基づく実施基準	53
5	災害救助法に基づく町の実施事項	53
6	非常災害時における特例	54
第14節	防疫計画	54
1	町の実施事項及び要請事項	54
2	実施要領	54
3	町民及び自主防災組織の実施事項	55
4	関係団体の実施事項	55
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	55
1	基本方針	55
2	し尿処理	55
3	廃棄物（生活系）処理	56
4	災害廃棄物処理	56
5	非常災害時における特例	56

発 災 後		頁
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	57
1	基本方針	57
2	実施主体と実施内容	57
3	災害救助法に基づく実施基準	57
4	災害救助法に基づく町の実施事項	58
5	非常災害時における特例	58
第17節	障害物除去計画	58
1	災害救助法に基づく実施基準	58
2	災害救助法に基づく町の実施事項	58
3	町長の要請事項	58
4	災害の拡大と二次災害の防止活動	59
第18節	社会秩序維持計画	59
第19節	輸送計画	59
1	町及び防災関係機関の緊急輸送	59
2	災害救助法の規定による輸送の範囲	60
3	町の実施事項	60
第20節	交通応急対策計画	60
1	陸上交通の確保	60
2	道路管理者等の実施事項	61
3	県知事又は県公安委員会の実施事項	62
4	鉄道事業者の実施事項	63
5	交通マネジメント検討会の開催要請	63
第21節	応急教育計画	63
1	基本方針	63
2	計画の作成	64
3	災害救助法に基づく実施基準	64
4	町の実施事項	65
第22節	社会福祉計画	65
1	基本方針等	65
2	町の実施事項	65
第23節	消防計画	66
1	消防活動	66
2	基本方針	67
3	計画の概要	67
第24節	応援協力計画	67
1	要請の実施基準	68
2	実施方法	68
第25節	ボランティア活動支援計画	68
1	町及び社会福祉協議会の実施事項	68
第26節	自衛隊派遣要請計画	69
1	災害派遣要請の範囲	69
2	災害派遣要請	70
3	災害派遣部隊の受入れ体制	70
4	災害派遣部隊の撤収要請	70
5	経費の負担区分	70
第27節	相互応援協力計画	70
1	応援派遣要請の実施事項	71
2	災害相互応援	71
第28節	電力施設災害応急対策計画	71
1	応急措置の実施	71
2	県との連絡及び協議	71
第29節	ガス災害応急対策計画	72
1	非常体制組織の確立	72
2	応急対策	72
3	県、町等との連絡協議	72
4	事故の報告	72
第30節	下水道災害応急対策計画	72
第31節	突発的災害に係る応急対策計画	72
1	町の体制	72
	「火災・災害等速報要領」様式第1号～第4号	75
	表1、表2	82
第32節	雪害災害対応計画	83
1	記述の範囲	83
2	想定する大雪の状況	83
3	雪害時災害対応	83

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章	復旧・復興対策	84
	第1節 災害復旧計画	84
	第2節 激甚災害の指定	85
	第3節 被災者の生活再建支援	85
	1 災害弔慰金等の支給	85
	2 被災者の支援	85
	3 要配慮者の支援	86
	第4節 風評被害の影響の軽減	86
	1 正しい情報の提供	86
	2 必要な検査等の実施	86
	3 被害の拡大防止	86
	4 関係機関との連携	87

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

なお、この計画は「小山町国土強靱化地域計画」を踏まえたものである。

小山町地域防災計画は、次編から構成する。

各巻の名称	記 載 内 容
1 共 通 対 策 編	各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	地震による災害対策（原子力事故等による災害対策を含む）
3 風 水 害 対 策 編	風水害による災害対策
4 火 山 災 害 対 策 編	富士山の火山活動による災害対策
5 大 火 災 対 策 編	大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
6 大 規 模 事 故 対 策 編	道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
7 資 料 編	各編に付属する各種資料

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて小山町の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 町

処理すべき事務又は業務
(1) 小山町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧・復興の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護

- (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他保健衛生
- (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
- (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 (御殿場警察署)	ア 災害時における住民の避難及び救助 イ 犯罪の予防、交通規制、被災地における社会秩序の維持

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
第1師団第34普通科連隊 富士教導団	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること

<p>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</p>	<p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>
<p>林野庁関東森林管理局</p>	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>
<p>経済産業省関東経済産業局</p>	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する こと イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること</p>
<p>経済産業省 関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること</p>
<p>国土交通省 中部地方整備局 （沼津河川国道事務所）</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 （ただし、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</p>
<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p>
<p>国土交通省 東京航空局東京空港事務所</p>	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>

気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>キ 地方共同体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p>
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>
日本銀行	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p>
日本放送協会	<p>気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報</p>
中日本高速道路株式会社	<p>ア 管轄する道路の建設及び維持管理</p> <p>イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p>
東海旅客鉄道株式会社	<p>ア 鉄道防災施設の整備</p> <p>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>ウ 災害時の応急輸送対策</p> <p>エ 災害時における応急救護活動</p> <p>オ 応急復旧用資材等の確保</p> <p>カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導被災施設の調査及び復旧</p> <p>キ 被災施設の調査及び早期復旧</p>

西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社） エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド 株式会社静岡総支社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報 エ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡県L Pガス 協会	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策

静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人 静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置 ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(※) 要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 駿東歯科医師会 静岡県北駿薬剤師会	医療救護施設等における医療救護活動の実施
富士伊豆農業協同組合	ア 被災農家に対する斡旋及び共済事業 イ 災害時における種苗、肥料の確保 ウ 被災農家世帯に対する営農指導
小山町商工会	ア 商工業者に対する災害融資に関すること イ 被災商工業者に対する経営指導
小田急電鉄株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
民間バス会社 富士急行(株) 箱根登山バス(株) 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東(株) JR東海バス(株) 京浜急行バス(株)	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策

第2節 町の自然条件

1 位置及び境域

小山町は、静岡県の北東端に位置して北西端は、富士山頂付近に達する。東は神奈川県、北は山梨県に接し外周は、三国連山系、箱根外輪山などにかこまれて東西に長くのびている。

(1) 面積・人口等

令和6年4月現在

東西	南北	面積	人口	世帯数
26.04km	13.33km	135.74km ²	17,042人	7,427世帯

(2) 役場の位置

東 経	138° 59′	北 緯	35° 21′
-----	----------	-----	---------

2 地形・地質

小山町の形状は、山地に囲まれた盆地状をなし、河川は源を富士山・箱根山系に発する鮎沢川が、小山佐野川・須川・野沢川を合して東流している。地質は、宝永山から噴出した火山砂礫が厚い層をなして分布しその下部には関東ローム層に似た赤土と称する層が砂礫と交互に堆積している。

町内には、塩沢断層帯が在る。

3 気象

気候は変化が激しく、1月・2月にかけて寒さが加わる。7月・8月の盛夏になっても朝夕は涼しい。

降雪量は毎年多いところで約20cm以上を記録している。降雨日数は、年間約100日位、雨量は、約2,100mm内外で、平均風速は約3.7m/秒である。

第3節 町の社会条件等

1 人口

令和6年4月現在の総人口は、17,042人、世帯数は7,427世帯で、一世帯当たりの人員は約2.3人となっている。人口は緩やかに減少している。

2 交通

現在町内には、2本の国道と8本の県道がある。昭和44年には、東名高速道路が、昭和47年には、国道246号バイパス、平成元年には、東富士五湖道路が開通した。

平日24時間交通量は、国道246号で約23,700台、国道138号で約13,000台の利用がある。(令和3年全国道路・街路交通情勢調査)

3 産業構造

平成22年の就業人口は11,045人で、人口の48.8%を占めている。産業別人口は、第1次産業が432人(3.9%)、第2次産業が2,780人(25.1%)、第3次産業が7,833人(71.0%)で、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、昭和45年と比べるとそれぞれ約26.6%、56.5%となっている。

一方、第3次産業は増減を繰り返しながらも全体的にはほぼ同じ値となっている。

4 その他(デジタル技術の発達等)

デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害と地域

1 風水害

主要河川は、町の中央部を流れる鮎沢川であるが、野沢川、須川、小山佐野川などの河川の被害は局地的に発生する傾向にある。しかし災害はあくまでも予想されない事態によって起こるものであって、地域開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6・7月の梅雨時、前線活動がしばしば活発になり、大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。また、8・9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

2 地震

被害を及ぼす地震については駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震、相模トラフ沿いで発生する地震が最も恐ろしく警戒が必要である。また、想定対象地震については、以下の表における各地震が予想される。

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0~8.7)	大正型関東地震 (マグニチュード8.2) 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ0~5%】
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.5) 相模トラフ沿い最大クラスの地震 (マグニチュード8.7) 【今後30年以内の地震の発生確率：ほぼ0%】

※1 レベル1の地震・津波

発生頻度が比較的高く（相模トラフでは約200~400年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

※2 レベル2の地震・津波

発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で、急傾斜地崩壊危険区域が78箇所、土石流危険渓流が47箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

4 火山噴火

富士山、さらに隣接する箱根山など活火山があるため、その活動の推移に注意する必要があるとともに、富士山噴火のうち、特に溶岩流、融雪型火山泥流、降灰を想定した対策が必要である。

5 火災

近年著しい都市化により建築物の大型化が進み、更に生活様式の多様化、石油、ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、人命危機が高まっている。

6 雪害

毎年数回の積雪がある。時として積雪が20cmを超える時があるので予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。また、なだれの危険も予想される。予報等十分に注意する必要がある。

7 交通災害

町内には、東名高速道路や東富士五湖道路をはじめ国道246号、138号等の主要幹線道路があり、交通量が多くそれに伴う交通事故も多発の傾向にある。JR御殿場線と併せて十分な配慮が必要である。

8 複合及び連続災害

地震・火山噴火・風水害等の2つ以上の災害が、同時又は連続して発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、対策が困難となる複合災害等の可能性を認識し、備える。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

区 分	内 容
通信設備の 防災対策	<p>ア 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</p> <p>イ 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</p>
防災関係機関 等相互間の通 信手段	<p>町は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</p>
被災者等への 情報伝達手段 の整備	<p>ア 町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>イ 町は、災害時に孤立が予想される地域のほか、各自主防災会に防災行政無線（移動系）を貸与するとともに、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p>
障害のある方 への情報伝達 体制の整備	<p>ア 町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>イ 町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
各種通 信手 段の 整備	<p>ア 固定系 災害時等の場合には、町民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線により行う。 ・親局1局、中継局1局、再送信局2局、屋外子局22局、戸別受信機約6,500台 防災行政無線は、令和7年度を目途にデジタル化に整備する。</p> <p>イ 移動系 (ア) 町の関係各課及び防災関係機関、生活関連施設に設置し、正確な情報の発信や収集を行い、防災行政無線を補完する。 (イ) 中継局2局（静岡県と共同利用）移動局（半固定型14局・携帯型65局）</p>
	<p>ア 町と県との間で、災害時における情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。</p> <p>イ 150MHz 携帯型 1台</p> <p>ウ 静岡県のシステム利用（応援モードは移動系のみ。）により、県との相互通信が可能</p>
	<p>アマチュア無線 小山町アマチュア無線非常通信連絡協議会は、災害時における電話等の通信が輻輳した時、行政機関により細かな情報を提供するものとする。</p>

第2節 防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。また、町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
水 防 資 材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、土のう袋
救 助 用 資 材	担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、救命用胴衣、発電機、医療セット
給 水 用 資 材	給水車、ろ水機、布製水槽
そ の 他	天幕、折たたみ式寝台、長靴、雨具、簡易トイレ 等

第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図る。

区 分	内 容
道 路 交 通 の 災 害 予 防 計 画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報
鉄 道 の 災 害 予 防 計 画	<p>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 (イ) 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ 防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 ウ 異常気象時における運転の停止等 <ul style="list-style-type: none"> 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 エ 運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。

区 分	内 容
教 育 機 関	防災に関する教育の充実に努める。

町	<p>ア 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>イ 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>ウ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。</p> <p>エ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>オ 専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p>
---	---

1 普及方法

町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	<p>災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。</p> <p>また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p>
職員及び関係者に対する普及	<p>防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。</p>
印刷物等による普及	<p>町民等に対し、その時期に応じて広報おやま等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。</p>
映画、スライド、講演会等による普及	<p>防災関係者並びに町民等に対し、映画、スライド、講演会、防災出前講座などを適宜開催しその普及を図る。</p>
小山町ホームページ、金太郎メール、アプリ「静岡県防災」による普及	<p>町民等に対し、町のホームページ、金太郎メール、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。</p>

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	<p>(1) 防災気象に関する知識</p> <p>(2) 防災の一般的知識</p> <p>(3) 町地域防災計画の概要</p> <p>(4) 自主防災組織の意義</p> <p>(5) 災害危険箇所に関する知識</p> <p>(6) 災害時の心得</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 災害情報等の聴取方法</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 停電時の心構え</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 避難所の適正な運営</p> <p style="margin-left: 20px;">カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</p> <p style="margin-left: 20px;">キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について</p> <p style="margin-left: 20px;">ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動</p> <p>(7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮</p>
------	--

3 町の実施事項

(1) 町職員等に対する教育

町職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教 育 事 項	ア 地震・風水害等の防災に関する基礎知識
	イ 東海地震等の災害発生に関する知識
	ウ 第4次地震被害想定の内容
	エ 「小山町地域防災計画」の内容と町が実施している地震等の防災対策
	オ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
	カ 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担)
	キ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
	ク 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
	ケ 気象特別警報や緊急地震速報等の意義と受信時にとるべき措置
	コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項	

オ～キについては、年度当初に各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。

各部及び班等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

町教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

(2) 生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校及びこども園(以下「学校等」という。)に対し、幼児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の災害の教訓等において継続的な防災教育に努めるものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	<p>自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。</p> <p>イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。</p>
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的スキルの修得の徹底を図る。

(3) 町民に対する防災思想の普及

町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

また、町は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するように努める。

町は、防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大

規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるとともに、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災士等の積極的な活用を図る。また、町及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区分	内容				
<p>一般的な啓発</p>	<p>啓発内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者への配慮及び男女双方への視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底 <p>手段・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。 イ 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。 				
<p>社会教育を通じた啓発</p>	<p>ア 町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</p> <p>イ 文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。</p> <table border="1" data-bbox="391 1753 1404 1883"> <tr> <td data-bbox="391 1753 550 1832">啓発内容</td> <td data-bbox="550 1753 1404 1832"> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1832 550 1883">手段・方法</td> <td data-bbox="550 1832 1404 1883"> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 				
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 				

各種団体を通じての啓発	<p>ア 町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。</p> <p>イ これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</p> <p>ウ 町は、国（総務省）及び県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>				
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>町は、危険物を取り扱う施設や大規模小売店舗、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>				
相談窓口等	<p>町は、それぞれの機関において、所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1" data-bbox="391 616 1404 694"> <tr> <td data-bbox="391 616 638 660">総括的な事項</td> <td data-bbox="638 616 1404 660">危機管理局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 660 638 694">建物等に関する事項</td> <td data-bbox="638 660 1404 694">都市整備課</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理局	建物等に関する事項	都市整備課
総括的な事項	危機管理局				
建物等に関する事項	都市整備課				

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社（静岡支社御殿場駅）、西日本電信電話株式会社（静岡支店）、中日本高速道路株式会社（東京支社御殿場保全・サービスセンター）、東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

町は、小山町における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調査研究内容	
	<p>(1) 本町の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。</p> <p>(2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。</p> <p>(3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。</p> <p>(4) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。</p> <p>(5) 要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。</p>

2 災害発生状況調査

区分	内容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、地すべりに係る基礎資料を収集及び作成並びに町で作成した風水害に伴う土砂災害ハザードマップを、今後の防災対策の資料とする。
火山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下、「避難地」という。）

及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

町は、住民等に対し、避難所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入路の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流出等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所（以下「避難所」という。）を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等をすすめるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 町は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援が受けられることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努めるものとする。

加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

なお、町は、感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、

感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- ⑤ 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- ⑥ 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ⑦ 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ⑧ 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 2 次的避難所の整備

① 福祉避難所

町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。

この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2 次的避難所

2 次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

町は、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

町は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡体制の構築を行う

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。

また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するか

をあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、町民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化にあたっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容												
総合防災訓練の実施	<p>1 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</p> <p>2 特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 道路啓開</td> </tr> <tr> <td>(5) 救出・救護</td> <td>(6) 避難・誘導</td> <td>(7) 通信情報連絡</td> <td>(8) 救助物資輸送</td> </tr> <tr> <td>(9) 給水・炊出し</td> <td>(10) 避難所運営</td> <td>(11) 応急復旧</td> <td>(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <p>3 総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 道路啓開	(5) 救出・救護	(6) 避難・誘導	(7) 通信情報連絡	(8) 救助物資輸送	(9) 給水・炊出し	(10) 避難所運営	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 道路啓開										
(5) 救出・救護	(6) 避難・誘導	(7) 通信情報連絡	(8) 救助物資輸送										
(9) 給水・炊出し	(10) 避難所運営	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置										
救助・救急関係機関の連携	<p>町は、県及び関係事業者等と協力し、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p>												
災害対策本部・支部要員訓練の実施	<p>災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び支部要員に対し、実践に即した訓練を行う。</p>												
非常通信訓練	<p>災害時において、町から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。</p>												
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<p>1 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>2 その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</p>												
防災訓練実施後の評価等	<p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>												

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、災害の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容	
組 織	行政区単位に組織し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の参画の促進に努めるものとする。町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編 成	本部組織として、情報連絡班、消火班、救出・救助班、避難誘導班、給食給水班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。 併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画、世帯台帳（防災用で避難行動要支援者を含む。）の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援

2 推進方法

町は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織を育成するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 町民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。町民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分） サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 シ 自動車へのこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

東海地震注意 情報発表時の 実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）
南海トラフ 地震臨時情報 発表時の 実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の 実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の 学 習	(1) 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 (2) 主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
「防災委員」の 自主防災組織 内での活動	防災リーダーは住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図 の 作 成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織 の防災計画書 の 作 成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織 の台帳の作成	(1) 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 (2) 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳
防災点検の日 の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営 体制の整備	町の「避難所運営マニュアル」、「避難所ガイドライン」や県の「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」を参考に、町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

<p>防災訓練の実施</p>	<p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織等と有機的な連携をとるものとする。 また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。 (1) 情報の収集及び伝達の訓練 (2) 出火防止及び初期消火の訓練 (3) 避難訓練 (4) 救出及び救護の訓練 (5) 炊き出し訓練</p>
<p>地域内の他組織との連携</p>	<p>地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>

6 町の指導及び助成

区 分	内 容						
<p>自主防災組織づくりの推進</p>	<p>町は、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</p>						
<p>地域防災指導員制度</p>	<p>(1) 町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員制度の導入に努めるものとする。 (2) 地域防災指導員(防災士)の育成及び能力向上を図ることを目的に、町は県と連携して、災害図上訓練(DIG)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行う。 (3) 地域防災指導員(防災士)は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。 ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ 町又は県の施策の広報や推進、普及協力 エ 町又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</p>						
<p>自主防災に関する意識の高揚</p>	<p>町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1229 1407 1426"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>対 象 者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td>自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
研 修 名	対 象 者	目 的					
自主防災組織中核的リーダー研修	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。					
<p>組織活動の促進</p>	<p>町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。</p>						
<p>自主防災組織への助成</p>	<p>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、町は必要な助成を行う。</p>						
<p>コミュニティセンター等の活用</p>	<p>町は、地域コミュニティ施設等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>						
<p>静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用</p>	<p>町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>						

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導や、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- 1 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- 2 自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- 3 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めおくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄に関すること。
- 4 災害応急対策は又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策へ協力すること
- 5 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの 防災活動の概要	事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。 ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	ア 町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 イ 町は、事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結に努めるものとする。 ウ 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画(BCP) の取組	事業所等は、事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区の事業所を有する事業者は、必等に応じて当該地区における自発的な防

災活動に関する計画作成し、これを地区防災計画の素案として町の防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区の事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町の地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	<p>町は、小山町社会福祉協議会と、ボランティア団体等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。</p> <p>町は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>町は、災害ボランティアセンター設置予定場所を、小山町健康福祉会館とする。</p>

第12節 要配慮者支援計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特配慮を要する要配慮者のうち、自らが避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、その避難に支援、安否の確認、生命又は身体の保護するため、必要な措置を実施する体制整備と共に、その基礎となる避難行動要支援者名簿を整備する。

区 分	内 容						
避難行動要支援者支援体制	<p>ア 県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</p> <p>イ 町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要支援者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>但し、避難支援者も災害時には自分自身及びその家族の安全確保が優先される。避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に関して、その責任を負うものではない。</p> <p>ウ 地域においては、町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>行政機関</td> <td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td>地域組織</td> <td>自主防災会</td> </tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等</td> </tr> </table>	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等	地域組織	自主防災会	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等						
地域組織	自主防災会						
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事務所、障害者団体等						
県の要配慮者支援体制	<p>県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</p>						
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成	<p>ア 町は、町内に居住する要配慮者のうち災害が発生、又は発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下、避難行動要支援者）という。）の把握に努める。</p> <p>イ 町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支</p>						

	<p>援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置)を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿、以下名簿という。)を作成する。</p> <p>ウ 町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>エ 町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(消防機関、警察、NPO、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者)に対し、本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <p>オ 上記により名簿の提供を受けた者その他名簿情報を利用して避難支援等に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>カ 町は、地域防災計画に基づき、危機管理局や住民福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>キ 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>ケ 避難行動要支援者名簿記載、記録事項 (ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 性別 (エ) 住所又は居所 (オ) 電話番号その他連絡先 (カ) 避難支援を必要とする事由(心身等の状況) (キ) その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項</p> <p>コ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>サ 町は、個別避難計画に係る取組に関して、県が実施する事例や留意点などの提示、研修会の実施等に積極的に参加するものとする。</p>
防 災 訓 練	<p>町は、避難行動要支援者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施する。</p>
人 材 の 確 保	<p>町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、避難行動要支援者の支援に必要な人材の確保に努める。</p>
協働による支援	<p>町は、避難行動要支援者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。</p>
地区防災計画との整合	<p>町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>
避難者支援等関係者等の安全確保	<p>町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。</p>

観光客の安全確保	町は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

区分	内容
救助隊の整備	町は、大規模・特殊災害に対応するため、御殿場市・小山町広域行政組合を通じて、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第14節 応急住宅・産業廃棄物処理

区分	内容
応急住宅 建設型 応急住宅	町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
応急住宅 賃貸型 応急住宅	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。
産業廃棄物処理	町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

区分	内容
町	町は、町内の事業所との協定の締結を推進し、重要施設への燃料供給に必要な体制を整備する。また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。また、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
重要施設の管理者	ア 町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 イ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ウ 町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 エ 町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

ライフライン 事業者	<p>ア 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</p> <p>イ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>エ 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>オ 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p>
---------------	--

第16節 被災者再建支援に関する計画

区 分	内 容
人材育成	<p>ア 町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>イ 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>
実施体制 の整備	<p>町は、災害時に災証明書が滞りなく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>ア 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練</p> <p>イ 応援協定の締結</p> <p>ウ 応援の受入れ体制の構築</p>
システム の活用	<p>町は、住家被害の調査及び災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p>

第17節 町の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制 の確保	<p>ア 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、小山町業務継続計画（平成28年3月制定）により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p>

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

- 町及び防災関係機関は、地震、津波、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

- 1 町は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。
- 2 町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 4 町は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- 5 町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 6 町は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の発生を防御し又は応急措置等、災害の拡大を防止するために、町が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

町が実施する措置
(1) 災害対策基本法第5条（市町村の責務）
(2) 災害対策基本法第62条（市町村の応急措置）
(3) 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
(4) 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等） 第68条の2（災害派遣の要請の要求等）
(5) 災害対策基本法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）

第1節 総則

1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するにあたって、留意する事項について定める。

2 町の行う措置

災害対策基本法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき町が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

町の実施する措置
(1) 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急対策に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 河川法に基づく洪水防御に関する事項
(10) 道路法第68条に基づく措置に関する事項
(11) 土地改良法第120条に基づく措置に関する事項
(12) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 防災業務計画と町地域防災計画との関係

町地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

<p>相互協力</p>	<p>(1) 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</p> <p>(2) この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</p> <p>(3) 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結と協定締結後の継続的な協力体制の維持に努めるものとする。その際、町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定及び協力体制の維持に留意するものとする。</p> <p>(4) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町及びライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</p>
<p>町の配慮すべき事項</p>	<p>(1) 要請について 町長は、町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 また、連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。</p> <hr/> <p>(2) 関係者への連絡周知について 町長は県が県地域計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。</p>
<p>町職員の応援</p>	<p>町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>応援の指揮系統</p>	<p>県地域防災計画に基づき応援を受ける場合の指揮系統は、法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける町長の指揮の下に行動するものとする。</p>
<p>協力要請事項の正確な授受</p>	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>(1) 機関名、(2) 所属部課名、(3) 氏名</p>
<p>従事命令等の発動</p>	<p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。</p>
<p>標示等</p>	<p>災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。</p>
<p>知事による応急措置の代行</p>	<p>法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、この計画の定めるところより行うものとする。</p>
<p>経費負担</p>	<p>(1) 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。</p> <p>(2) 県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。</p>

第2節 組織計画

町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置する。

1 災害対策組織

組織名等	概要
小山町防災会議	編制及び運営は、「小山町防災会議条例」(昭和37年小山町条例第17号)(資料編(1-1-1))及び「小山町防災会議運営要綱」(資料編(1-1-2))の定めるところによる。
小山町 災害対策(警戒) 本部	<p>(1) 編制は、「小山町災害対策本部編成表」(資料編(1-2-2))の定めるところによる。</p> <p>(2) 小山町災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、「小山町災害対策本部事務分掌」(資料編(1-2-3))の定めるところによる。</p> <p>(3) 設置基準は、次のとおりである。</p> <p>ア 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、町長がその対策を必要と認めるとき</p> <p>イ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき</p> <p>(4) 運営は、「小山町災害対策本部条例」(昭和37年条例第18号)(資料編(1-2-1))の定めるところによる。</p> <p>(5) 本部設置及び廃止の通知は、本部が設置または、廃止されたときは災害対策関係機関、及び小山町災害対策本部運営要領に定めるもののうち、必要と認めるものに通知する。</p> <p>(6) 災害対策本部設置場所は、災害の種類や被害状況により、役場本庁又は総合文化会館のいずれかとする。(資料編(1-2-6))</p> <p>(7) 現地対策本部</p> <p>ア 本部長は著しい被害が発生した場合、または発生するおそれのある場合災害対策を総合的かつ迅速的確に実施する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。(資料編(1-2-6))</p> <p>イ 現地対策本部長は、本部長が定める。</p>
小山町水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は<小山町水防協議会設置条例>の定めるところによる。
小山町水防本部	水防本部の組織に関し必要な事項は<小山町水防計画>の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
その他	<p>(1) 標識は、本部活動を円滑に進めるため、別図のとおり標識を定めるものとする。</p> <p>(2) 本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。</p>

第3節 動員・受援計画

この計画は、町長が動員を命令し、又は応援を要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

区分	内容	
動員の時期	町長が必要と認めるとき、又は他の計画に定めるところにより実施する。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	
動員対象者	(1) 町職員(消防職員を含む。)	(2) 消防団員
応援動員対象者	<p>(1) 国・県職員</p> <p>(2) 警察官</p> <p>(3) 自衛官</p> <p>(4) 医師、歯科医師又は薬剤師</p>	<p>(5) 保健師、助産師又は看護師</p> <p>(6) 土木技術者又は建築技術者</p> <p>(7) 大工、左官又はとび職</p> <p>(8) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p>

2 実施方法

区 分	内 容						
町職員の動員・応援	<p>1 町は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</p> <p>2 動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を準備する各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策を執るよう配慮するものとする。</p> <p>(1) 動員は、町長の命により統括部長が行い、動員の状況を町長に報告する。</p> <p>(2) 各部長は、各部の実情に応じた動員の方法を定めておくものとする。</p> <p>(3) 動員は、同報無線及び電話、メール等により行うものとする。</p> <p>(4) 動員について、各部に調整がある場合は、町長が行うものとする。</p> <p>(5) 職員の配置基準は、小山町災害対策本部運営要領によるものとする。</p> <p>3 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p>						
消防団の動員	<p>応援動員要請は原則として、消防団長に対して下記事項により行う。</p> <table border="1" data-bbox="435 680 1310 779"> <tr> <td>(1) 動員をする分団名、動員規模</td> <td>(4) 装具等</td> </tr> <tr> <td>(2) 期間</td> <td>(5) 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>(3) 作業内容及び作業場所</td> <td>(6) その他必要と認める事項</td> </tr> </table>	(1) 動員をする分団名、動員規模	(4) 装具等	(2) 期間	(5) 集合時間及び集合場所	(3) 作業内容及び作業場所	(6) その他必要と認める事項
(1) 動員をする分団名、動員規模	(4) 装具等						
(2) 期間	(5) 集合時間及び集合場所						
(3) 作業内容及び作業場所	(6) その他必要と認める事項						
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、御殿場警察署長に対し出動を要請する。						
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第26節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。						
医療助産関係者の応援動員要請(従事命令を含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療助産計画>の定めるところによるものとする。						
土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請(従事命令を含む)	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、別表(資料編(4-9))による業者を中心として当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。						
知事等に対する応援要請	<p>町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため 必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(1) 応援を必要とする理由</p> <p>(2) 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>(3) 応援を必要とする場所</p> <p>(4) 応援を必要とする期間</p> <p>(5) その他応援に関し必要な事項</p>						
他の市町長に対する応援要請	<p>(1) 町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めものとする。</p> <p>(2) 町長は、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>						
関係機関等への協力要請	<p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。</p> <p>ア 派遣を要請する理由</p> <p>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</p> <p>ウ 派遣を必要とする期間</p> <p>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>オ その他職員の派遣について必要な事項</p>						

	<p>(2) このほか法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。</p> <p>ア 派遣のあっせんを求める理由</p> <p>イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数</p> <p>ウ 派遣を必要とする期間</p> <p>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項</p> <p>(3) 他の市町村長等に対する応援要請</p>
<p>受入体制の確立</p>	<p>(1) 町は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、県と協議して、応援動員者の受入体制を確立しておくものとする。</p> <p>(2) 町が応援動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事するものの安全確保に十分に配慮するものとする。</p> <p>(3) 町は、庁舎全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</p> <p>(4) 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(5) 町は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。</p>

第4節 通信情報計画

町、県及び関係機関との通信系統と、町の実施すべき事項を明らかにし、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面[第31節 突発的災害に係る応急対策計画]により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

1 実施事項

区 分	内 容
<p>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</p>	<p>(1) 県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、町警戒本部、もしくは防災担当課)において受理する。</p> <p>(2) 気象等情報は、同時通報用無線、防災行政無線、小山町登録制メール(金太郎メール、以下「登録制メール」という。)、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。</p>
<p>災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</p>	<p>(1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>(2) 派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。</p> <p>(3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)、登録制メールの活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>ア 被害状況</p> <p>イ 避難の指示又は警戒区域設定状況</p> <p>ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況</p> <p>エ 物資の価格、役務の対価動向</p> <p>オ 金銭債務処理状況及び金融動向</p> <p>カ 避難所の設置状況</p> <p>キ 避難生活の状況</p> <p>ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況</p> <p>ケ 応急給水状況</p> <p>コ 観光客等の状況</p>

<p>防災関係機関相互の連携体制の構築</p>	<p>町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。</p>	
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。 特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力をに基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	
	<p>職員派遣による収集</p>	<p>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害急対策実施状況等の情報収集する。</p>
	<p>自主防災組織等を通じての収集</p>	<p>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害急対策実施状況等の情報を収集する。</p>
<p>参集途上の職員による収集</p>	<p>勤務時間外において規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について情報収集を行う。</p>	
<p>県等への報告・要請</p>	<p>(1) 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。 (2) 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊所要請事項 イ 被害状況 ウ 町の災害急対策実施状況 (3) 消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。 (4) 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 (5) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	
<p>情報伝達体制の確保</p>	<p>町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>	

2 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、町及び関係機関と結ぶ通信系統は資料編（4-1）による。

区 分	内 容				
<p>県防災行政無線</p>	<p>主として県と町間の情報伝達に用いる。</p>				
<p>その他の無線及び有線電話等</p>	<p>地域防災無線、防災行政無線、同報無線、消防無線の無線を利用した非常通信、非常通話等のほか、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p>				
	<p>同時通報用無線</p>	<p>屋外子局の設置場所は、資料編（4-2）のとおりである。</p>			
	<p>災害時優先電話</p>	<table border="0"> <tr> <td>危機管理局</td> <td>0550-76-5715</td> </tr> <tr> <td>小山消防署</td> <td>0550-76-0119</td> </tr> </table>	危機管理局	0550-76-5715	小山消防署
危機管理局	0550-76-5715				
小山消防署	0550-76-0119				
<p>報道機関への協力要請による伝達</p>	<p>広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。（小山町テレビ共聴組合・静岡エフエム放送㈱）特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。</p>				

自主防災組織を通じた連絡	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
広報車、登録制メール等の活用	

3 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。
 また、町が火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

第5節 災害広報計画

この計画は、災害時において町と報道機関との協力体制を定め、町民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、関係機関に対し必要な情報資料を提供し、広報活動の万全を期すことを目的とする。

その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報実施方法等

区 分	内 容
広 報 事 項	(1) 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 (2) 実施に際しては、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ確かな広報を行う。 (3) 広報事項の主なものは次のとおりである。 ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況 エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため町民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項
広報実施方法	(1) 同時通報用無線、防災行政無線（個別受信機を含む。）、インターネット、広報車、FM放送、携帯メール、登録制メール等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 (2) 自主防災組織を通じて連絡 (3) 災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。 (4) 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
外部機関からの区報事項の受領	町（災害対策本部）は、外部機関から災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。
報道機関からの災害記録写真の収集	町（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。
被災者の安否に関する情報の提供	町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備する。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

2 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	広報事項は、その主なものは、次のとおりである。 (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、町及び県との連携を密にするものとする。

3 報道機関への情報発表

区 分	内 容
情報発表者	町（災害対策本部）が、報道機関に対し正式な情報を発表する場合の情報発表者は、本部長又は本部長が指名した者とする。
情報発表方法	報道機関に対する正式情報発表は、記者会見をもって行う。

4 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合の経費	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項を受領した場合の経費	町に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真の経費	報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。
情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情 報 源	情 報 内 容	
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等	
同報無線、広報車	主として町域内の情報、指示、指導等	
インターネット	県、町の公式ホームページ	主として県又は町域内の情報、指示、指導等
	「静岡県防災」、X、Facebook	ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等	
サイレン	火災の発生の通報	

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、町において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適 用 基 準	(1) 町の区域内においての人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が50世帯以上であるとき
	(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の区域内の25世帯以上の住家が滅失したとき
	(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	(1) 滅失（全壊・全焼・流失） 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	(2) 半壊・半焼 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 ア 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 イ 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
世帯及び住家の単位	世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家 現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続等

区 分	内 容
町の報告	町における災害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は県東部方面本部長を経由して、直ちにその旨を知事に報告する。
町の実施する救助法事務	災害救助法第30条の規定に基づき、町は次に掲げる救助を実施する。 (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 災害にかかった者の救出 (6) 災害にかかった住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
救助法費用限度額	費用限度額は、別表による。
救助法適用外の災害	災害救助法が適用されない災害の場合は、被災の状況により町の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、

安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意する など、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難 （町長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示 （町長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により、「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル 5	緊急安全確保 （町長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害） ・（大雨特別警報（土砂災害））※2 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（災害切迫）	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

- 注1 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難の発令に努める。
- 注2 町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4 ※1の早期注意情報（警報級の可能性）は、5日前までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

(ア) 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(イ) 町長は、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

なお、町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行うものとされている。

(ウ) 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

(エ) 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(オ) 町長による避難の指示ができない場合、又は、町長から要求した場合は、関係法令により次の者が避難の指示を行うことができるとされている。

a 警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。

b 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。

c 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

町長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先する

など要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出勤を求めるものとする。併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

法第63条第2項、第3項の規定により警察官又は自衛官は町長の職権を行うことができるとされている。この規定により警戒区域が設定された場合は、町長はその旨の通知を受けるものとする。

また町が事務の全部及び大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第73条第1項の規定により、知事が町長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施するとされている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、県、県警察及び自衛隊の救出活動に関する協力を受けて町長が行うことを原則とする。

イ 町は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた基準に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

ウ 町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど総合調整を行う。

エ 自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

オ 自衛隊の救出活動は「第 26 節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。

カ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
町	<p>ア 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</p> <p>イ 職員を動員し負傷者等を救出する。</p> <p>ウ 町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>エ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>オ 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由</p> <p>(イ) 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>(ウ) 応援を必要とする場所</p> <p>(エ) 応援を必要とする期間</p> <p>(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
自主防災組織 事業所等	<p>自主防災組織及び事業所等の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>オ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>
自衛隊	<p>町は、県を通じた要請により自衛隊の救出活動を受ける。</p>

3 避難地への避難誘導・運営

区分	内容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 (1) 要避難地区で避難を要する場合 ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。 (エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。 イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 (2) その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	(1) 要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 (2) 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

町は避難が必要と判断した場合、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。

また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示が発せられた場合

(イ) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難所開設当初からパーティションや段ボール等の簡易ベッドの設置

オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

カ 避難行動要支援者への配慮

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

ク 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮

ケ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

コ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

サ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

ス 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

セ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ソ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

タ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

チ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

ツ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自

治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

- テ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ト 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理局と健康増進課が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。なお、町は、県、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

(4) 避難所の設置等に関する実施基準は、資料編（8-2）のとおりとする。

5 知事に対する要請事項等

- (1) 町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請するものとする。

区 分	内 容
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）

(2) 災害に対する事前の準備等

ア 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

イ 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

ウ 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

6 町の県管理施設の利用

町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、危機管理局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。さらに、町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に

努める。

イ 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

8 広域避難・広域一時滞在

- (1) 町が被災し、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。
- (2) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。
また、町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (5) 町は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	町が被災した場合	ア 町の被災者受け入れについて、当該市町へ直接協議する。広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。 イ 町は、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	被災市町を受け入れる場合	ア 町が広域避難を受け入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 イ 町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避難		ア 町の被災者を他の都道府県で受け入れることについて、町は県に対し当該都道府県との協議を求める。この際、自治会などコミュニティ単位での避難に配慮する。 イ 町は、受け入れ市町と協力して、避難者に対する必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう町、飼い主等の実施事項を定める。

区 分	内 容
同行避難	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2) 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
動物への対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (2) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3) 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4) 飼い主が避難地へ避難する場合には、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。
放浪動物への対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 (5) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力を求める。
飼い主	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (2) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合には、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画	町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 (2) 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。 <p>町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。</p> <p>ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量</p>

	<p>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>エ 連絡課及び連絡責任者</p> <p>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>カ 経費負担区分</p> <p>キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</p>
町民及び自主防災組織	<p>(1) 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は町が行う応急食料の配分に協力する。</p> <p>(3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</p>

2 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
食料給与の対象者	<p>(1) 避難所に避難した者</p> <p>(2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者</p> <p>(3) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等</p> <p>(4) 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者</p> <p>(5) 損害を受けた自宅等で生活している被災者（いわゆる自宅避難者）であっては、ライフラインの断絶や、店舗の壊滅等で食料品購入が不可能な者</p>
対象品目	<p>(1) 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食</p> <p>(2) 副食（調味料を含む。）</p>
対象経費	<p>(1) 主食費 ア 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 イ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 ウ 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等</p> <p>(2) 副食費（調味料を含む。）</p> <p>(3) 燃料費</p> <p>(4) 雑 費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、パケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費</p>
費用の限度	資料編（8-2）のとおり
実施期間	<p>災害発生の日から7日以内</p> <p>ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事の定めるところにより、必要最小限の期間を延長することができる。</p>

3 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
応急食料調達	協定締結事業所より調達するものとする。
輸 送 方 法	<p>(1) 応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。</p> <p>(2) 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。</p>
応急食料給与	<p>(1) 応急食料の給与の実施は、実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘察し、炊出し等適当な方法により実施するものとする。</p> <p>(2) 炊出し実施場所等 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するものとする。</p> <p>(3) 対象者その他 救助法の食品給与の実施基準による。</p>

4 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、町長は関東農政局静岡農政事務所長（地域課長を含む。）又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により、必要な物資を入手できないり災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を確保するため、町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画量	町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
町	<p>(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</p> <p>(2) 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。</p> <p>町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する</p> <p>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</p> <p>イ 必要な物資の品目及び数量</p> <p>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>エ 連絡課及び連絡責任者</p> <p>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>カ 経費負担区分</p> <p>キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 町は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。</p> <p>(5) 町長は、炊き出しに必要とする LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>ア 必要な LP ガスの量</p> <p>イ 必要な器具の種類及び個数</p>
町民及び自主防災組織	<p>(1) 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は町が行う物資の配分に協力する。</p> <p>(3) 地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス、及び器具等を確保するものとする。</p>

2 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容	
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、LPガス、ガソリン等の燃料
費用の限度	資料編（8-2）のとおり	
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事の定めるところにより必要最小限の期間を延長することができる。	

3 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
衣料、生活必需品等の調 達	資料編（８－２）のとおり
輸 送 方 法	(1) 調達した物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 (2) 当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき行うものとする。
給（貸）与	(1) 衣料、生活必需品等の貸与は、物資配分計画表を作成し、これにより実施するものとする。 (2) 配分にあたっては、必要数、対象者数、り災者の実態等勘案し、円滑で適正な措置を講ずるものとする。 (3) 物資の配分は、避難所等で実施する。 (4) 各避難所などニーズの把握ができない発災当初は、推進（プッシュ）補給も考慮する。
対 象 者 そ の 他	(1) 対象者は、救助法の医療等供与の実施基準による。 (2) 調達は、防災倉庫、支援物資、協定締結業者の順に行う。 (3) 在庫・配分管理を適切に実施するため、協定に基づき宅配業者等の支援を受ける。 (4) 燃料の確保と供給の優先順位を決定する。

4 知事に対する要請事項

町長は衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、時間の経過に伴うニーズの変化に対応し、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 必要品目	(5) 荷役作業員の有無
(2) 必要数量	(6) 経費負担区分
(3) 引渡し場所及び受取責任者	(7) その他参考となる事項
(4) 連絡課及び連絡責任者	

第11節 給水計画

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町、町民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
町	(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 (2) 町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 (4) 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。	
	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル
	飲料水の供給制限	災害発生の日から7日以内。ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

町民及び 自主防災 組織	(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。 (3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 (4) 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。
--------------------	---

2 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
給水対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
給水量	大人1人1日最小限おおむね3リットルとする。
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事の定めるところにより必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる)。 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

3 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
給水の方法	(1) 運搬給水 取水、給水拠点を定め、運搬給水用具及び車両等を活用して運搬し、給水するものとする。 (2) ろ水器による給水
給水実施計画の作成	給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。 (1) 給水を必要とする地域及び人員 (2) 搬送方法、容器の有無 (3) 取水拠点の状況 (4) 今後の見通し
住民への広報	自己の努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意の広報を行う。

4 知事に対する要請事項

町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 給水対象人員	(4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
(2) 給水期間及び給水量	(5) 給水車両のみ借上げの場合その台数
(3) 給水場所	(6) その他必要事項

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

町は県と連携し、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的に補修して居住の安定を図るため、町の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保

するものとする。

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
町	建築物	(1) 町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 (2) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
町民	(1) 町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 (2) 町民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 町の実施事項

区 分		内 容
被害状況の把握		「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	(1) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 (2) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃貸型応急住宅の借上げ	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営		(1) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 (2) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
応急住宅の入居者の認定		(1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 (2) 入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

<p>町営住宅等の一時入居</p>	<p>町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</p>	
<p>応急住宅の管理</p>	<p>(1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。 応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 (2) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</p>	
<p>住宅の応急修理</p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p>	<p>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</p>
	<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p>	<p>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</p>
<p>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p>	<p>町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p>	
	<p>応急仮設住宅の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
<p>住宅応急修理の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項 	
<p>町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p>		
<p>住居等に流入した土石等障害物の除去</p>	<p>住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>	

4 災害救助法に基づく実施基準

災害のため応急仮設住宅及び応急修理を必要とする事態が生じた場合で、救助法が適用されたときは同法の実施基準により実施し、救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて町において実施するものとする。救助法の実施基準は、次のとおりである。

区 分	内 容	
応急仮設住宅設置 (県直接実施)	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
	規模及び費用	資料編(8-2)のとおり
	着工期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に知事の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
	そ の 他	供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	規模及び経費	資料編(8-2)のとおり
	修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内
	そ の 他	修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

5 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容	
仮設、修理 の方法	規模、構造等	設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準による。
	仮設住宅の設置場所	仮設住宅の設置場所については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、建設予定地を選定しておく選定するものとする
	建設資材、労務者等	建設資材は、別表により調達し、建設業者等については、[第3節 動員計画]によるものとする。
	建設資材の輸送	調達した資材等の輸送は、当該物資発注先の業者等に依頼するが、それにより難い場合は、[第19節 輸送計画]により措置するものとする。
入居者、修理対象者の選考	(1) 入居者、修理者の決定には、公正を期すため、選考委員会を置くことができる。委員は、そのつと町長が任命するものとする。 (2) 選考にあたっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公正な選考に努めるものとする。	

6 知事に対する要請事項

町長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 被害世帯数(全焼、全壊、流失、半焼、半壊)	(4) 住宅設置(修理)に必要なとする建築業者及び人数
(2) 住宅設置(修理)戸数	(5) 連絡責任者
(3) 住宅設置(修理)に必要なとする資材品名及び数量	(6) その他参考となる事項

7 要配慮者への配慮

- (1) 応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- (2) 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (3) 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
町長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 応急住宅等における災害防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 町は、当該町域内の医療救護を行うため、医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 町は、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行うことを要請することができる。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により町が行う。
- (3) 町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (4) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (5) 町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、派遣等の要請を行うものとする。
- (6) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (7) 町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (8) 町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 救護所、救護病院

区 分	内 容
救護所	設 置 町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活 動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設 置 町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活 動 ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
町	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</p> <p>イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</p> <p>ウ 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</p> <p>エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p> <p>オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</p> <p>カ 町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。</p> <p>(ア) 必要な救護班数</p> <p>(イ) 救護班の派遣場所</p> <p>(ウ) その他必要事項（災害発生の原因）</p> <p>キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>
町民及び自主防災組織	<p>ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p>

4 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	<p>(1) 災害のため助産の途を失った者</p> <p>(2) 現に助産を要する状態の者</p> <p>(3) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者</p> <p>(4) 被災者であると否とを問わない</p> <p>(5) 本人の経済的能力の如何を問わない</p>
医療・助産の範囲	<p>(1) 医療</p> <p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への受入れ</p> <p>オ 看護</p>
	<p>(2) 助産</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前、分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</p>
実 施 期 間	<p>(1) 医療</p> <p>災害発生の日から14日以内</p> <p>ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。</p>
	<p>(2) 助産</p> <p>分べんした日から7日以内</p> <p>ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。</p>
費 用 の 限 度	<p>(1) 医療</p> <p>ア 救護所による場合、使用した薬剤、治療材料及び医薬器具の修繕費等の実費</p> <p>イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</p>
	<p>(2) 助産</p> <p>ア 救護所による場合、使用した衛生材料等の実費</p> <p>イ 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額</p>

5 災害救助法に基づく町の実施事項

- (1) 災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療救護の万全を期するものとする。
- (2) 医療助産は原則として「小山町医療救護計画」に基づいて行うものとする。

ア 医療救護本部の設置

町は、医療救護活動を統括する拠点として医療救護本部を設置する。

医療救護本部は、医療救護施設の開閉、医療救護施設と災害対策本部との連絡調整、医師等や医薬品等の確保、活動記録の取りまとめ及び報告などを行う。また、医療救護班、DMAT等の一元的な運用調整を医療救護本部で実施する。

イ 救護所の設置

医療活動を実施する場合には、健康福祉会館をはじめとして3カ所の救護所を開設し、医療救護を行うものとする。

ウ 救護病院の指定

町は、医療関係団体と協議し、指定した病院に救護病院を設置する。

エ 医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から緊急確保の体制を整備しておくものとする。また、災害対策本部長は医療救護本部長より医療材料の補給について要請があった場合には、直ちに県本部長（知事）に対して、医薬品備蓄センター（静岡県薬事振興会）から補給するよう要請する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び第17条の規定は、適用しない。
町長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 臨時の医療施設における災害防止、公共安全確保のための必要な措置

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 町の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	(1) 病原体に汚染された場所の消毒 (2) ねずみ族・昆虫等の駆除 (3) 病原体に汚染された物件の消毒等 (4) 生活水の供給 (5) 浸水地域の防疫活動の実施 (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 (7) 臨時予防接種の実施
要請事項	(1) 防疫薬剤の種類及び数量 (2) その他必要事項

2 実施要領

区 分	内 容
防疫班の編成	(1) 災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には防疫班を編成し必要な防疫活動を行うものとする。 (2) 防疫班は、災害の規模等に応じて編成する。 (3) 防疫班は、衛生担当課長の指示に従い感染症が発生し、又は発生の恐れがある汚染地区の消毒、ねずみ族昆虫駆除作業にあたるものとする。
実施の基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。 (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域 (2) 集団避難場所 (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施の方法	(1) 予防宣伝 被災地の環境衛生を確保し、感染症の予防を図るため、保健衛生上の注意事項などについて啓蒙宣伝を行う。 (2) 消石灰、クレゾール液の配布 ア 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。 イ 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤としてクレゾール液を配布する。 ウ 消石灰、クレゾール液等について自主防災組織又は区へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。

実施の方法	<p>(1) 汚染された井戸等 汚染された堀ぬき井戸等の使用者に対し、次亜鉛素酸ナトリウム等の点滴による井戸水の消毒等の実施について指導を行うものとする。</p> <p>(2) ねずみ族昆虫等の駆除 災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生の恐れのある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行うものとする。</p> <p>(3) 毒物・劇物の取扱 回収及び流失飛散防止を図るものとする。</p> <p>(4) その他 被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。</p>
-------	--

3 町民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
町	<p>(1) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</p> <p>(2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>(3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあしせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項</p> <p>(4) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>(5) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p>
町民及び 自主防災 組織	<p>(1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</p> <p>(2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</p>

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
町	(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 (2) 収集体制を住民に広報する。 (3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災組織	(1) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 (2) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
町 民	(1) ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。 (2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
町	災害廃棄物処理対策組織の設置	町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企 業	(1) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 (2) 町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
町 民	(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。 (2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
町長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の処理及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、町が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4) 町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (5) 町が遺体措置を行う場合において、より大規模な遺体収容施設の設置が必要となった場合は、県に要請するものとする。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容		
町	遺体の搜索	町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	
	県への要請	町長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあせんに要請する。 ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数	
町民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。		

3 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案 (4) 遺体の身元確認
埋葬対象者	(1) 災害時の混乱の際に死亡した者 (2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議して延長することができる。
費用の限度	資料編（8-2）のとおり

4 災害救助法に基づく町の実施事項

小山町遺体措置計画に基づき実施する。

区 分	内 容
遺体の搜索収容班の編成	搜索収容班は、町職員及び消防団員をもって編成するものとする。
遺体の搜索	遺体の搜索にあたっては、地元関係者等の協力により行うものとし、常に警察等関係機関との関係を密にして実施する。
遺体を発見した時の処理	(1) 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人がある時は、速やかに引き渡すものとする。 (2) 身元が判明しない遺体又は引取人がいない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は検視調書を作成、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成する。
埋火葬班の編成	埋火葬班は、町職員、雇い上げ作業員及びその他の者をもって編成するものとする。
遺体の収容	遺体安置所は、小山フィルムファクトリー（小山町竹之下599）、協定を締結した町内葬祭業者等の施設を使用するものとする。
火葬	遺体の火葬は斎場において行う。
遺体の輸送	町有車両によるほか、業者から借り上げてあてるものとする。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実 施 期 間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事の定めるところにより、延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編（8-2）のとおり

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
作 業 班 の 編 成	災害の状況により、町職員、消防団員、土木建築業者等をもって適宜編成する。
車 両 の 調 達	障害物除去作業に必要な車両は、[第19節 輸送計画]により措置するものとする。
作 業 用 機 械 器 具	町有の機械器具等をもってあてるが、不足する場合は建設業者等の応援又は調達によるものとする。
集 積 場 所	障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するように措置するものとする。

3 町長の要請事項

町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、県知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）	(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(2) 除去に必要な人員	(5) 集積場所の有無
(3) 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	町長は、町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 (2) 特定物資の報告徴取、立入検査等 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第19節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時に緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

この際、町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

町は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
町	(1) 町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は町が行うことを原則とする。 (2) 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。 (4) 町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間。 ただし、事前に知事の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

3 町の実施事項

輸送は、災害の態様、輸送物資の種類、緊急度及び交通施設の被災状況などにより、次に示すもののうち適切な方法により行うものとする。

区 分	内 容
陸 上 輸 送	町有車両及び借り上げ車両の活用、物資調達業者又は運送業者の協力により実施するものとする。
航 空 輸 送	(1) 災害の状況により、航空輸送を行う必要が生じた場合は、ヘリコプターによる必要最小限度の輸送を確保するものとする。 (2) 実施に際しては、[第25節 自衛隊派遣要請要求計画]に基づき、県及び自衛隊と緊密な連携をとるものとする。
人力による輸送	町職員及び住民の協力により、リヤカー等を使用して人力による輸送を実施するものとする。
県に対する要請	町において輸送の措置が不可能又は困難な場合は、輸送の内容により各計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

第20節 交通応急対策計画

この計画は、自動車運転者、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の計画とし、被災者及び救急物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期するため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路、橋梁等の応急復旧を行い交通対策の万全を期することを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

ア 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

イ 道路関係者は、県公安委員会（県警察）と相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

ウ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）等必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

	<p>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>エ 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>オ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</p> <p>(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</p> <p style="margin-left: 20px;">b 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</p> <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ロ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p>
--	--

2 道路管理者等の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	<p>(1) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</p> <p>(2) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りように記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識により明示する。</p>
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	<p>(1) 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>(2) 町長の責務</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 他の道路管理者に対する通報 町長は、町道以外の他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 緊急の場合における応急復旧 町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 知事に対する応援要請 町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>(3) 仮設道路の設置</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、町長は県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>

経費の負担区分	(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
	(2) 緊急の場合における応急復旧の経費 町長が他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。
	(3) 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、町長はその都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

3 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	<p>(1) 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(2) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>(3) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。</p> <p>(4) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>(5) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>(6) 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p>
警察官の措置命令等	<p>(1) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>(2) (1)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>(3) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(1)及び(2)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(4) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(1)及び(2)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(5) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(1)及び(2)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<p>(1) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</p> <p>(2) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p>
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編（9-1）に掲げる標示を設置しなければならない。</p>
交通安全施設の復旧	<p>県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p>
緊急通行車両の確認	<p>(1) 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</p> <p>(2) 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編（9-1）及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。</p>

緊急通行車両の事前届け出	<p>(1) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。</p> <p>(2) 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。</p> <p>(3) 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</p>
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<p>(1) 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>(2) 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>

4 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

5 交通マネジメント検討会の開催要請

町は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う「静岡県災害時交通マネジメント検討会」の開催を、県を通じ要請することができる。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。
- (2) 町、町教育委員会又は県立学校等は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を県教育委員会に対し要請する。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容														
災害 応急 対策	<p>(1) 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</p> <p>(2) 計画に定める項目は、次のとおりとする。</p> <p>ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画</p> <p>ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置</p> <p>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</p>														
応急 教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td> <td>ア 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 イ 被害の状況により、必要に応じて町及び地域住民等の協力を求める。</td> </tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td> <td>ア 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 イ 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>教育環境の整備</td> <td>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>給食業務の再開</td> <td>施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td> </tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td>ア 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 イ 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町と必要な協議を行う。</td> </tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td> <td>ア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくること懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 イ 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</td> </tr> </table>	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	ア 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 イ 被害の状況により、必要に応じて町及び地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	ア 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 イ 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	ア 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 イ 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町と必要な協議を行う。	生徒等の心のケア	ア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくること懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 イ 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。
	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。													
	施設・設備の確保	ア 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 イ 被害の状況により、必要に応じて町及び地域住民等の協力を求める。													
	教育再開の決定・連絡	ア 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 イ 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。													
	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。													
	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。													
	学校が地域の避難所となる場合の対応	ア 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 イ 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町と必要な協議を行う。													
生徒等の心のケア	ア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくること懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 イ 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。														

3 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議して期間を延長することができる。
費用の限度	資料編（8-2）のとおり

4 町の実施事項

区 分	内 容
応急教育の措置	(1) 応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法 ア 被災を免れた公民館等の公共施設を利用するほか、小中学校の屋内体育施設等余裕教室を一時借用し分散や二部授業、合併授業等の方法により応急教育を実施する。 イ 町の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとし、必要な場合は応急仮設校舎を建設するものとする。 ウ 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、住民等に周知徹底を図るものとする。 エ 町の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく町指定の避難所と定めているため応急教育施設の確保にあつては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即応した措置を講ずるものとする。 (2) 教職員の確保 教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。
給食等の措置	学校給食に必要な食料等は、[第9節 食料供給計画]に基づき措置するものとする。
文化財の応急対策	文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、町は、管理若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。
社会教育施設の応急対策	社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設等の保全に努めるものとする。
知事に対する要請	町長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に要請するものとする。 (1) 応急教育施設のあっせん確保 (2) 集団移動による応急教育の施設のあっせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 (4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第22節 社会福祉計画

この計画は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制では、援護措置の実施が困難な場合は、町長は、知事に対し応援要員の派遣を要請する。
- (4) 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 町の実施事項

区 分	内 容	
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	(1) り災社会福祉施設の応急復旧 (2) り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん (3) 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん	
り災低所得者に対する生活保護の緊急適用		
り災者の生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
	協力機関	県、町社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、町）
	協力機関	県、町、民生委員・児童委員
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による

り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）	
	協力機関	町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障がい児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、町
		18歳以上	町
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
	対 象	り災身体障がい児者	
交付等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付 ・災害で負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付 ・り災身体障がい児者の更生相談 		
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	町	
	支給及び貸付対象	災 害 弔 慰 金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づく「小山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年町条例第25号）」で定める額		
義援金の募集及び配分	実施機関	県、町	
	協力機関	教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受け入れ	実施機関	県、町	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。	
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	県	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額、県交付要綱に基づく額	

第23節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消防活動体制	<p>(1) 町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</p> <p>(2) 地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。</p>
広域協力活動体制	<p>町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。</p> <p>(1) 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</p> <p>(2) 発災市町等の消防力によっては防衛が著しく困難と認める場合</p> <p>(3) 発災市町等を災害から防衛するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p>

大規模 林野火災対策	(1) 町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 (2) 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の 災害対策	(1) 危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 (2) 消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガス災害対策	町は、高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

2 基本方針等

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本 方針	(1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 常備消防及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	
実施 主体	内 容	
事業 所	火災予防 措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が 発生した 場合の 措置	(1) 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大 防止措置	都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 (1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 (2) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主 防災 組織	(1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 (2) 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 (3) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。	
町民	火気の遮 断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消 火活 動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

3 計画の概要

この計画については、「御殿場市・小山町広域行政組合消防本部」消防計画によるものとし、おおむね次の事項について定めるものとする。

消防計画に定める事項		
(1) 組織計画	(7) 情報計画	(13) 救急・救助計画
(2) 消防力の整備計画	(8) 火災警防計画	(14) 感染症対策
(3) 調査計画	(9) 地震警防計画	(15) 応援協力計画
(4) 教育訓練計画	(10) 富士山噴火警防計画	(16) 安全管理計画
(5) 災害予防計画	(11) 風水害等警防計画	(17) その他必要な事項
(6) 警報発令伝達計画	(12) 避難計画	

第24節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため知事が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
要 請 基 準	町長は、他の計画の定めるところにより、民間団体等の協力を必要とすると認めるときは、協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	(1) 町区長会 (2) 女性団体 (3) 高校生 (4) 自主防災組織 (5) 赤十字奉仕団

2 実施方法

区 分	内 容
町区長会に対する 応援協力要請	(1) 要請は、町区長会長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
女性団体に対する 応援協力要請	(1) 要請は、当該団体の長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
高校生に対する 応援協力要請	(1) 要請は当該学生、生徒の所属する別表に定める学校の長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
自主防災組織への 協力要請	(1) 要請は各自主防災会長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はそのつど連絡するものとする。
赤十字奉仕団への 応援要請	要請は小山町赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第25節 ボランティア活動支援計画

町はボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、県・町社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 町及び社会福祉協議会の実施事項

区分	内 容
町災害ボランティアセンターの設置及び運用	(1) 町は、災害ボランティアの必要性に応じて、小山町健康福祉会館に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う町災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 (3) 町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う 第一線のボランティア活動拠点を設置する。 町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	町は、町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第26節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

- (1) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。
- (2) 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の搜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。
	防災要員の輸送	
連絡幹部の派遣		

2 災害派遣要請

区分	内 容
災害派遣要請者	知事
災害派遣要請の要求手続	町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、下記ウの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。 ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、電話等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は陸上自衛隊富士学校に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
自衛隊派遣要求書の提出及び記載事項	(1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課 (2) 提出部数 1部 (3) 記載事項 ア 災害の情况及び派遣を必要とする事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

<自衛隊緊急時連絡先一覧>

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 当 直 司 令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9000~2〉	235 236 237	301 302
富 士 学 校 (富 士)	総 務 部 企 画 課 総 括 班 長 又 は 情 報 監 理 幹 部	駐 屯 地 当 直 司 令	小山町須走 0550-75-2311 〈防災行政無線151-9000~2〉	2200 2234	2302
富士教導団本部 (富 士)	第 3 科 防 衛 班 長	団 当 直 長	小山町須走 0550-75-2311		

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容								
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう関係機関と調整するものとする。								
作業計画及び資材等の準備	町長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう関係機関と調整するものとする。								
作業実施に必要な物資機材等	町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難69又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。								
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	(1) 町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。 (2) 一般災害の際は第34普通科連隊(板妻駐屯地)、南海トラフ沿いで発生する地震の際は、富士教導団(富士駐屯地)と連絡調整する								
派遣部隊の受入れ	町長は、派遣された部隊の受け入れ施設を生涯学習センター等とし、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>本 部 事 務 室</td> <td>派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など</td> </tr> <tr> <td>宿 舎</td> <td>屋内宿泊施設 隊員の宿泊は一人一畳の基準</td> </tr> <tr> <td>材料置場炊事場</td> <td>屋外の適当な広場</td> </tr> <tr> <td>駐 車 場</td> <td>適当な広場(車一台の基準は3m×8m)</td> </tr> </table>	本 部 事 務 室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など	宿 舎	屋内宿泊施設 隊員の宿泊は一人一畳の基準	材料置場炊事場	屋外の適当な広場	駐 車 場	適当な広場(車一台の基準は3m×8m)
本 部 事 務 室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など								
宿 舎	屋内宿泊施設 隊員の宿泊は一人一畳の基準								
材料置場炊事場	屋外の適当な広場								
駐 車 場	適当な広場(車一台の基準は3m×8m)								

4 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担するものとする。

第27節 相互応援協力計画

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、県内外の地方公共団体と相互応援協力体制を整備することを目的とする。

1 応援派遣要請の実施事項

区 分	内 容
応援派遣要請の基準及び方法	(1) 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、町において困難な場合 (2) 町長は、前号の事態が生じたときは直ちに適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び、相互応援締結市町地に対して応援派遣の要請をするものとする。 (3) 派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。 ア 派遣希望人員、機材 イ 派遣を希望する区域及び活動内容 ウ 派遣を希望する期間 エ 派遣される者の受け入れ体制 オ その他参考事項
担当業務	(1) 火災防御活動及び水防活動 (4) 給食、給水 (2) 人命救助及び負傷者の搬送 (5) 防疫 (3) 遺体の捜索、収容 (6) その他緊急を要する業務
その他の留意事項	(1) 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部班から職員を派遣し、本部との連絡に充てるものとする。 (2) 指揮命令は、応援派遣を受けた町において行うものとする。
経費の負担区分	経費については、原則として派遣を受けた町において負担するものとするが、細部についてはそのつど協議し決定するものとする。

2 災害相互応援

町長は、県知事又は地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事情がない限り、その求めに応ずるものとする。

協定市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

第28節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める〈東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社防災業務計画〉に基づき実施するが、その主なものは次のとおりである。

区 分	内 容
町災害対策本部への連絡員の派遣	非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、町災害対策本部に予め定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。
電力需要家に対する広報	(1) 非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、需要家に対し十分な広報を行うものとする。 (2) 緊急やむを得ない事態の発生により、送電が停止された場合は、早期復旧を図るとともに、予め復旧見込みを需要家に対し広報するものとする。
関係機関等に対する要請	(1) 関係機関等に対して、受け持ち区域内関係設備の被害状況を連絡するとともに、復旧対策について協力要請するものとする。主な要請事項は次のとおりである。 ア 宿舎のあっせん要請 他からの応援復旧班の宿舎 イ 駐車場のあっせん要請 他からの応援復旧班車両の駐車場 ウ 応急材料置場のあっせん要請 臨時材料置場 (2) 町民等が、非常災害による被害箇所を発見した際は、速やかに通報するよう協力要請を行うものとする。

2 県との連絡及び協議

電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と連絡及び協議して措置するものとする。

第29節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、町民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防本部（署）、警察、LPガス販売事業者、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

これは、大綱のみを定めるものとし、細部にわたる事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 (5) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 (3) ガスによる中毒症状が出た場合は、直ちに消防機関に連絡するとともに、必要な応急措置を講ずる。
応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

3 県、町等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、町、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、町、消防機関及び警察に行う。

第30節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第31節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 町の体制

町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急態勢」により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき(航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発など) イ その他町長が指令したとき
組 織	町、小山消防署、消防団、御殿場警察署等で構成する。
任 務	ア 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 イ 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
県、国への報告	消防本部(消防署)は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)
医療救護活動の実施	ア 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 イ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

東部地域局(東部方面本部)

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線	
		地上系	衛星系
電 話	055-920-2180	5-103-6400~4 5-103-6411~5	8-103-6400~4 8-103-6411~5
FAX	055-920-2009	5-103-6405~9, 6416	8-103-6405~9, 6416
時間外	055-920-2183 080-1602-6045		

県危機管理部(危機対策課)

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	054-221-2072	5-100-6030, 6039	8-100-6030, 6039
FAX	054-221-3252	5-100-6250, 6299	8-100-6250, 6299

消防庁応急対策室

区 分	NTT有線	消防庁無線	
平 日 (9:30~18:15)	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013
	FAX	03-5253-7537	8-048-500-90-49033
上記以外	電 話	03-5253-7777	8-048-500-90-49102
	FAX	03-5253-7553	8-048-500-90-49036

(2) 災害対策本部の設置

区 分	内 容
設置基準	突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長(町長)を中心とする本格的な救助体制を組む必要があると判断されたとき
組 織	本部員及び支部職員、各所属長が必要と認められた数の職員で構成する。
任 務	事故現場に職員を派遣し正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速かに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは、東部地域局に連絡する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容
情報の収集、伝達等	<p>ア 支部は、各区、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</p> <p>イ 本部は、支部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</p>
人的被害の把握	<p>ア 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</p> <p>イ 本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</p> <p>ウ 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県・消防庁へ報告するものとする。</p>
各機関への要請	<p>自衛隊</p> <p>ア 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、東部地域局に要請する。</p> <p>イ 要請の方法、手続きは<第26節 自衛隊派遣計画>による。</p>
	<p>緊急医療活動</p> <p>ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康増進課を通じて要請する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、住民福祉課を通じて要請する。</p> <p>ウ 医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、健康増進課を通じて、協力を要請する。</p> <p>エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康増進課を通じて要請する。</p>
各機関の調整・2次災害防止のための措置	<p>ア 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。</p> <p>イ 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>ウ 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。</p>

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式1～4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所				出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造			建築面積		m ²	
	階層			延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積		m ²
		半焼棟			建物焼損表面積		m ²
		部分焼棟			林野焼損面積		ha
		ぼや棟					
り災世帯数	世帯			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)			台	人		
	消防団			台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)	
			重 症 人(人)	
			中 等 症 人(人)	
			軽 症 人(人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員
			自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消防本部(署)	台
			消 防 団	台
			消防防災ヘリコプター	機
			海上保安庁	人
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
							一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づき応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分			被害			
災害名 ・ 報告番号	災害名		第	報		田	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名			畑			そ	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
			(月 日 時現在)		文 教 施 設	の	箇所		
							病 院	箇所	
					道 路	箇所			
区 分			被 害		橋 り よ う	箇所			
人的被害	死 者	人			河 川	箇所			
	行 方 不 明 者	人			港 湾	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人			砂 防	箇所		
		軽 傷	人			清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		産 ぐ ず れ	箇所			
			世帯		鉄 道 不 通	箇所			
			人		被 害 船 舶	隻			
	半 壊		棟		水 道	戸			
			世帯		電 話	回線			
			人		電 気	戸			
	一 部 破 損		棟		ガ ス	戸			
			世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			人		他				
	床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
			世帯		り 災 者 数	人			
			人		火 災 発 生				
非住家	公 共 建 物		棟		建 物	件			
	そ の 他		棟		危 険 物	件			
					そ の 他	件			

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円			
農 林 水 産 業 施 設	千円			
公 共 土 木 施 設	千円			
そ の 他 の 公 共 施 設	千円			
小 計	千円			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体			
そ の 他	農 業 被 害	千円		計 団体
	林 業 被 害	千円		
	畜 産 被 害	千円		
	水 産 被 害	千円		
	商 工 被 害	千円		
	そ の 他	千円		
被 害 総 額	千円		119番通報件数	件
災 害 の 概 況				
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	〔地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法等29条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること〕		
	自衛隊の災害派遣	その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

表1

機 関 名	N T T	防 災 無 線 (消 防 庁 無 線)
消 防 庁 心 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-048-500-90-49013)
県 警 察 本 部 警 備 部 緊 急 事 態 対 策 課	054-271-0110	
県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251	
静 岡 地 方 気 象 台	054-286-3521	160-9000
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9001
日 本 赤 十 字 社 静 岡 県 支 部	054-252-8131	159-9000
(一社)静 岡 県 医 師 会	054-246-6151	
西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122	
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5474	
(一社)静 岡 県 L P ガ ス 協 会	054-255-2451	
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
中日本高速道路(株)静岡管理事務所	054-286-5181	
日 本 通 運 (株) 静 岡 支 店	054-254-3344	
(一社)静 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会	054-283-1910	
日本放送協会静岡放送局放送部	054-274-4012	
S B S 放 送 局	054-284-8950	
テ レ ビ 静 岡 報 道 局	054-261-6115	
(株)静岡朝日テレビ報道制作センター	054-251-3301	
第一テレビ報道制作局報道部	054-283-6515	
静岡エフエム放送編成制作部	053-457-1154	

表2

機 関 名	N T T	消 防 庁 無 線
消 防 庁 心 急 対 策 室	03-5253-7527	8-048-500-90-49013

第32節 雪害災害対応計画

この計画は、大雪により町民が危険な状態に陥った場合、早期かつ適切に人命救助等を行い、町民の生命財産を保護するため必要な措置について示す。

1 記述の範囲等

本計画は、平成26年2月に発生した雪害の事例を参考に、本町須走地区における雪害災害対応を主体に記述し、その他の地区に同様の雪害が発生した場合は、本計画を準用する。

2 想定する大雪の状況等（平成26年2月雪害（須走地区））

資料編2-1 小山町須走地区の雪害の状況（平成26年2月）

3 雪害時災害対応

(1) 災害対策本部等の任務等

現地対策本部・災害対策本部を設置し、雪害対策全体の統制を実施する。

(2) 雪害（積雪）に対する対応

ア 平常の対応（積雪量が少ない場合）

各区自主防災会・地域住民により、道路上の凍結防止処置、自主的な除雪により、交通や地域の生活を確保する他、町の委託業者等による凍結防止剤の散布等を実施する。

イ 積雪量が一定の量を超え、人命救助等が必要な場合

(ア) 委託業者等による、機械力を使用する除雪を継続して実施する。

(イ) 公共性、緊急性、非代替性の要件を満たす場合（孤立住民の発生等）は、県を通じ自衛隊に対する災害派遣要請を行い人命救助等の支援を受ける。

(ウ) 救助が必要な住民等の情報を集約し、救助全般を町災害対策本部・現地対策本部が統制する。

(3) 資料編2-4 雪害災害対応に関する資料

2-4-1 小山町雪害対策本部編成表

2-4-2 積雪量等と人命救助に関する業務等一覧表

2-4-3 雪害時災害対応連絡系統一覧表

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を定めるものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用を含めて検討するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 専用水道災害復旧事業計画
- 7 公共用地災害復旧事業計画
- 8 住宅災害復旧事業計画
- 9 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 11 学校教育施設災害復旧事業計画
- 12 社会教育施設災害復旧事業計画
- 13 被災中小企業復興計画
- 14 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

区 分	内 容
基本方針	町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
実施事項	(1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の支援

町は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について、県の支援を受ける。

(1) 町が実施する事項

区 分	内 容
被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>この際、町は、これらの体制整備及び発災時の町の被災者支援に関する活動について県の支援を受ける。</p> <p>併せて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等</p>

り災証明の発行	ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。 イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
義援金の募集等	ア 町への義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

- (2) 社会福祉協議会が実施する事項
生活福祉資金の貸付を実施する。

3 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

町が実施する事項

区 分	内 容
被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

町は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

町は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、町長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

町は、県、関係機関・団体等と連携し、町内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。